

県共済の自動車事故費用共済制度

まごころ共済

こんな共済が
あるのを
ご存知ですか？



万一、人身事故を起こしたら…
「もしも」の時にあなたにお支払いします。

大分県火災共済協同組合

万が一、あなたが事故の加害者になったらどうしますか？

加害者の経済的な負担

- 死亡事故の場合の香典供花料
- ケガをした被害者へのお見舞費用
- 事故を起こしたあなたの喪失利益



左記に代表される費用は現在あなたがご加入の自賠責保険・任意保険だけで十分とは言えません。「まごころ共済」は事故を起してしまった場合の「誠意を示す」ためのものです。

また、契約車両に搭乗中の方が、死傷された被害事故も対象となり、事故の際に発生する、さまざまな経済負担に備え、いざという時の為に、リリーフエースとしてお役立て頂くのが「まごころ共済」自動車事故費用共済制度です。

▶ 自動車事故を起こし相手の方が死傷された場合 (契約者側にも過失がある場合)

① 死亡のとき
死亡共済金 (共済契約者の経済的負担を補うため)
合計 300万円 までの実費を支給
30万円 死亡臨時費用共済金 (一時金として支給)

② 後遺障害
後遺障害事故共済金
12万円～300万円
算定された額を限度として実費を支給

③ 延べ3日以上入院
入通院臨時費用共済金
30,000円

④ 入院・通院
入通院共済金
〔日額(入院4,500円・通院2,250円)×日数×人数〕を限度として
合計 300万円 までの実費を支給



▶ 自動車事故に遭い契約車両に搭乗中の方が死傷された場合

⑥ 死亡のとき
死亡共済金
300万円

⑦ 後遺障害
後遺障害事故共済金
12万円～300万円

⑧ 入院・通院
入通院共済金
(1人あたり)
入院日額 **4,500円**
通院日額 **2,250円**



▶ 自動車事故を起こし相手の財物に損害を与えた場合 (対物事故)

⑤ 2万円以上の経済的負担が生じたとき
対物担保特約
30,000円
(共済期間内で1回)

相手の損害が2万円以上で、あなたにも過失がある場合に3万円をあなたにお支払いします。但し共済期間内1回を限度とします。



※①～④・⑥～⑧のケガと死亡に対する補償は、共済期間内に合計額300万円が限度となります。
 ※①②⑥⑦はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。
 ※⑧は全て通算して1日18,000円がお支払いの限度となります。また、④のお支払い額が3万円を超えるときは、その支払額から3万円を控除した額をお支払い限度として実際に負担された額をお支払いします。
 ※④⑧は一人通算で365日までとなります。

車種	年掛掛金	月掛掛金
① 自家用乗用自動車	10,000	1,000
② 自家用軽乗用自動車	5,500	550
③ 自家用普通貨物自動車 (2t超)	17,500	1,750
④ 自家用普通貨物自動車 (2t以下)	14,500	1,450
⑤ 自家用小型貨物自動車	10,000	1,000
⑥ 自家用軽貨物自動車	5,500	550

ご契約できない車両

事業用軽自動車 事業用自動車
共済400 共済500
共済556 共済556

二輪車
左記以外の車種

※車種がご不明な場合は車検証にてご確認下さい。③④の重量は積載量です。
 ※一部の自家用特殊用途自動車はご加入いただくことが出来ます。
 詳しくは、取扱代理所または県共済までお問い合わせください。

共済期間について

共済期間は、1年とし、責任の始期は、年払の場合は申込日の午後4時、月払の場合は申込日の翌月の1日とします。



運転者の範囲は

個人でご契約の場合

- ①共済契約者
- ②共済契約者の同居の親族
- ③共済契約者の雇用者
- ④上記以外の届出運転者(2名まで)

法人でご契約の場合

- ①共済契約者(理事、取締役など)
- ②共済契約者の雇用者
- ③上記以外の届出運転者(2名まで)

出資金について

県共済は大分県の中小企業者の皆さまのための協同組合です。初めて県共済の共済にご加入いただく場合は1口100円以上の出資金をお預かりいたします。



お支払いできない主な場合

- ・事故の原因が共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者)とします。)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
- ・被共済車両の運転者が、無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金。
- ・被共済車両の運転者が、酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金。
- ・事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
- ・事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
- ・事故の原因が、核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき。
- ・上記の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によるとき。
- ・当組合は、原因のいかんを問わず、被共済者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、共済金を支払いません。
- ・正当な理由なく、事故発生後60日以内に、事故の通知がなかったとき。

※取扱代理所は引受共済組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・掛金の領収・掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理所とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受共済組合と直接契約されたものとなります。

個人情報の取扱いについて

県共済は、共済契約に関する個人情報を、共済契約の履行、当組合の取り扱う商品・サービスの案内・提供などを行うために取得・利用し、業務委託先・再共済先などに提供を行います。詳細につきましては、当組合のホームページをご覧ください。か、県共済までお問い合わせください。

ご加入時の注意点

申込書は正確にご記入ください。記載内容が事実と異なる場合は、共済金をお支払いできない場合があります。

掛金のお支払いは便利な口座振替(自動更新)をご利用ください

- ・年払いは、お申込日の翌月の振替日に1年分を、月払いはお申込日の翌々月の振替日から、毎月月額掛金をお支払いいただきます。
- ・ご継続の場合、満期日までにお申し出をいただかないかぎり、前回と同じ内容による自動更新となりますので便利です。

掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人の場合…掛金は損金に算入できます。契約者が個人事業主の場合…掛金は必要経費に算入できます。

ご契約後の注意点

ご加入いただいているお車を変更されたいときは、取扱代理所または県共済までご連絡ください。お届けいただいていない場合、共済金をお支払いできない場合があります。

※「まごころ共済」は「自動車事故費用共済」の愛称です。このパンフレットは「自動車事故費用共済の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、約款・重要事項説明書等をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または県共済までお問い合わせください。

お問い合わせは

県共済 大分県火災共済協同組合

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館4階
TEL097-537-7122 FAX097-537-7945
URL:<http://kyosai-oita.or.jp>